

長崎皇学所・稜威神習所について

大島 明秀

はじめに

近世長崎の学問史を概観すると、古賀十二郎に代表されるように洋学の側面から実情を究明するもの¹⁾、大庭脩など漢学の側面から接近するものが大半を占め、残るは黄檗宗をはじめとする仏教や、学者、文人など個別の人物の追究、あるいは寺社とその旧蔵書研究などが点在する状況であると言える。かかる現況を打破すべく、平岡隆二は近世長崎における学問共有・教育の「場」としての長崎聖堂を主題とする画期的なシンポジウムを企画した²⁾。

ところで、教育の「場」という視座から長崎を眼差した時、資料状況の問題があったにせよ、国学や神道系の学問所や教育機関について、これまでほぼ手付かずであったことは不審である。試みに『新長崎市史』近世編を繙くと、「国学・和歌」項が僅かに設けられているものの、これらの学問や教育の場については言及が認められない。学問史・教育史におけるのみならず、幕末維新時の共有知識や思想の底流ともなった国学・神道が、洋学や漢学と並んで重要な歴史的存在であったことは言を俟たない。

以上を踏まえて、本稿ではこれまでその存在が知られてこなかった長崎皇学所・稜威神習所に着目する。慶応四年（一八六八）六月に開講した当該教育機関の概要を明らかにすることで、洋学・漢学にとどまらない、幕末明治移行期における長崎の多様な教育状況の一端を描出したい。

一、皇学所の成立

まずは、長崎皇学所という名称から想起される、明治初年に一年ほど京都に設置された皇学所について簡単に見ておこう。

王政復古直後の慶応四年二月、明治政府によって新しい学校制度の調査を命じられた玉松操、平田鏡胤ならびに矢野玄道は、令制の職制に基づき平田派国学を教える「学舎制」を立案した。その後松代藩士長谷川昭道が提出した独自の学政意見を合わせ、明治政府は学習院の後身である漢学所と並立する形で皇学所の設置を九月に発令、一二月に京都の二条斎敬邸にて開講した³⁾。

教員は御用掛と称し、明治元年（一八六八）九月一五日に先述した玉松操、平田鏡胤、矢野玄道の三人が任ぜられた。その他、吉田家・山田有年（一〇月一二日任）、近江の国学者・西川吉輔（一〇月一五日任）、鹿児島藩・八田知紀（一〇月一五日任）、京都・瀬田章甫（一〇月二八日任）、久保田藩・平田熊之助（一〇月二八日任）、大洲藩・矢野清六（一〇月二八日任）、久保田藩・那須縫殿（一一月六日任）、加茂社家・岡本経春（一一月六日任）、名古屋藩・植松桂五郎（一一月六日任）、亀岡藩・垣本江雪（一一月六日任）、三河神官・羽田野敬雄（一一月八日任）、同官・草鹿砥宣隆（一一月八日任）、同官・竹尾正胤（一一月八日任）、高島藩・飯田守人（一一月一〇日任）、豊前神官・渡辺重石丸（明治二年一月二日任）、華頂宮家・天坊左伸（叙任年次不明）が教壇に立ち、主に公家や家の子弟を対象として、本教学（国学）・経済学（律令・兵制等）・辞書学（歌詞・詩文等）・芸伎学（天文・数学等）を教授した⁴⁾。

かように皇学所は歩みを始めたが、東京に大学校を設置して学制の中心とする明治政府の方針が固まったことで、明治二年

(一八六九)九月、開講から一年を経ず漢学所とともに廃止となった。

二、「長崎皇学所 稜威神習所規則」とその内容

(一) 資料状況と構成

長崎皇学所・稜威神習所の実態を語る資料としては、「長崎皇学所 稜威神習所規則」が現在までに発見されている唯一のもので、管見の限り、著者架蔵本と西尾氏岩瀬文庫本（以下、岩瀬本）の二点が確認できる。

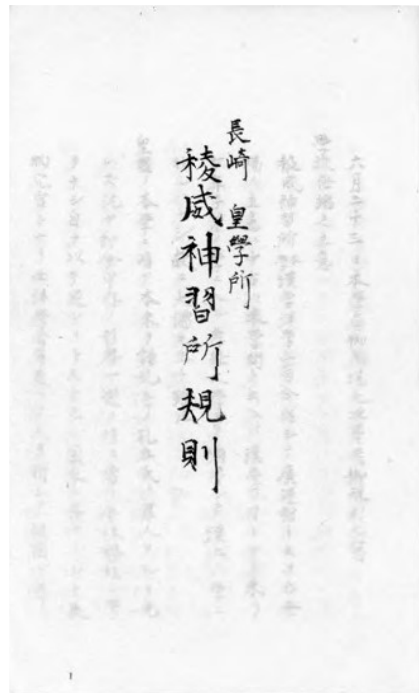


図1 「長崎皇学所 稜威神習所規則」の表題（架蔵本）

「長崎皇学所 稜威神習所規則」は単独の資料ではなく、架蔵本は「皇学所御規則」、「長崎皇学所 稜威神習所規則」ならびに「崎陽雑報」第二号といった資料三種が一冊に綴られている。一方、岩瀬本は、三河新堀村の素封家かつ国学者であった深見篤慶による雑記録「松塙雑鈔」第一九巻に収められ、本巻は「皇学所御規則」、「長崎皇学所 稜威神習所規則」、「豊橋藩皇学開校次第」（豊橋藩皇

学校規則）ならびに「葬祭略式」の順で、資料四種が一冊に綴られている。

架蔵本と岩瀬本を校合すると、最終葉の一部を除いて本文は改行や字の配置まで等しく、原本の書式をそのまま反映しているものと推察される。また、両本のうち全体的に誤字・脱字が多いのは岩瀬本である。冒頭に顕著な箇所があるので比較してみよう。

(架蔵本)

今ノ時ニ当テマナハザレハ／以テ知見ヲ開ク事ナク人材ヲ得ル
事ナシ其マナブニ何ノ学ニヨラス

(岩瀬本)

今ノ時ニ当テマナハザレハ／^(欠字)以テ知見ヲ開ク事ノナク人材ヲ
得ル事ナシ其マナブニ何ノ^フ学ニヨラス



図2 架蔵本の奥書

岩瀬本の文章は明らかに錯綜しており、文意が通らない。ここをもつて両書の転写関係を検討すると、仮に岩瀬本を底本に架蔵本が作られたとすると、いかに上記文章の誤りを正したのかという問題が生じる。反対に、架蔵本を底本に岩瀬本が作られたとすると、今度はいかにこの誤りが生じたのかの説明がつかない。これらを勘案すると、架蔵本と岩瀬本の間に転写関係は認められず、それぞれ別の資料を底本としたことが想定できる。

一方、岩瀬本に比して衍字の少ない架蔵本にも誤写が認められる。架蔵本と岩瀬本に付された奥書を見てみよう。

(架蔵本)

右皇学所^并稜威神習所^并規則令松平久常書写了

明治元年戊辰十二月 於京都旅舎／七十有一翁羽田野敬雄

同二年己巳正月十六日写之了／廣岩敬とし

同年二月廿八日写之了／賀茂県主重毅¹⁰

(岩瀬本)

右皇学所^并稜威神習所^并規則令松平久常書写了

明治元年戊辰十二月 於京都旅舎／七十有一翁羽田野敬雄

両者ともに、まず松平久常の本奥書があり、次に皇学所御用掛を務めた羽田野敬雄による奥書が記される。ここで問題なのは第二本奥書の傍線部で、干支からも「明治」であることは明らかで、よつて架蔵本も善本とは言えない。以上から、架蔵本を底本とし、岩瀬本をもつて校訂した資料「長崎皇学所 稜威神習所規則」を作成し、稿末に付した。

さて、資料の合綴状況に目を移すと、架蔵本および岩瀬本ともに「皇学所御規則」を備えていることに気付く。このことを踏まえて、資料の第一奥書「右皇学所^并稜威神習所^并規則、令松平久常書写了¹¹」を見ると、松平久常か、松平が書写した底本によって「皇学所御規則」と「長崎皇学所 稜威神習所規則」が一纏まりの資料とされたことが分かり、皇学所と稜威神習所の関連性が示唆される。

ところが意外なことに「長崎皇学所 稜威神習所規則」の巻末には「慶応四年五月」との年紀が認められ、加えて資料冒頭に「六月二十三日、本学局御開場之次第并御規則之写」と記されることから、稜威神習所は京都の皇学所に先駆けた慶応四年六月二三日に開所されたものと見られる。この開講が、先述した同年二月の玉松操らの「学舎制」案を受けての動きや否やについては、これを裏付ける史料が見つからないが、架蔵本、岩瀬本ともに、後に皇学所の御用掛を勤める羽田野敬雄の明治元年一二月付の奥書を備えていることから、羽田野が「長崎皇学所 稜威神習所規則」を、皇学所における運営や教育の参考にした可能性がある。

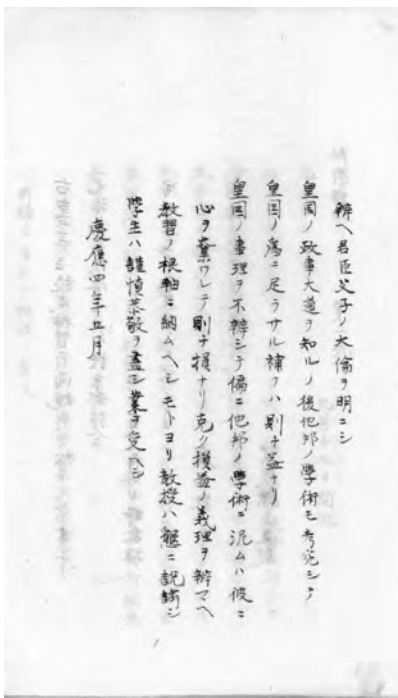


図3 本文末尾の年紀(架蔵本)

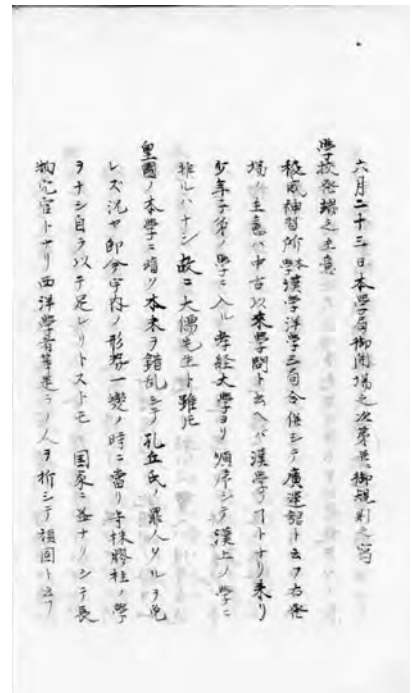


図4 冒頭部分（架蔵本）

(2) 稜威神習所とその教育内容

それでは、稜威神習所はいかなる教育機関で、いかなる教育を施したのか。「長崎皇学所 稜威神習所規則」を眺めると、学校の概要や設立の背景、ならびに具体的な教育課程が示されている。以下、これらについて述べる。

ア、稜威神習所とは何か

稜威神習所の位置づけについては、資料冒頭に掲げられた「学校発端之主意」に「稜威神習所^{学本}、漢学、洋学、三局合併シテ広運館ト云フ」と記されている。すなわち、稜威神習所は単独で開設された教育機関ではなく、どうやら広運館の本学局という一部局であったようである。

平岡隆二の説明によると、広運館は、新町（興善町）の元長州屋敷跡に設置された幕末長崎の洋学所・済美館を前身とする教育機関であった。英語通詞要請のために安政五年（一八五八）七月に設置された英語伝習所を祖とする済美館では、フルベッキ（Guido

Herman Fridolin Verbeck）や何礼之らを教師として迎え、英・仏・独・露・中国語などの諸国語と、洋算・歴史・地理・物理・経済などが教授されていた。これが慶応四年二月に本学局、漢学局、洋学局の三局から成る広運館に改組され、四月に開講した。そして、六月には本興善町（興善町）の唐通事会所跡に本学局が移転し、さらに八月には旧西役所に移った¹²。

以上が従来考えられてきた広運館の沿革であるが、前述したように「長崎皇学所 稜威神習所規則」の年紀が慶応四年五月であること、加えて開所年次が六月二三日と示されていることを勘案すると、稜威神習所、すなわち本学局の実際の開講は四月ではなく六月二三日であることは間違いなく、そしておそらく他局に遅れて唐通事会所跡に開設したものと思われる。それでは、稜威神習所の開所にはいかなる狙いがあったのだろうか。

右発端ノ主意ハ、中古以来学問ト云ハバ漢学ノ事トナリ来リ、少年子弟ノ学ニ入ル、孝経大学ヨリ順序シテ漢上ノ学ニ非ルハナシ。故ニ大儒先生ト雖トモ、皇国ノ本学ニ暗ク、本来ヲ錯乱シテ孔丘氏ノ罪人タルヲ免レズ「……其マナブニ何学ニヨラス、一ツノ弊アリ。所謂頑固ナリ。此頑固ノ弊ヲ一洗セザレハ、真個ノ活眼ヲ開ク事能ハス。譬ハハ漢学者流ハ唯漢籍ノミナラデハト一途ニ思ヒコミ、洋学者流ハ事々物々西洋ナラデハト一途ニ思ヒコミテ互ニ排撃スルハ、皆其マナブ所ニ就テ頑固ノ二字ハ免ルル事アタハス。然レトモ物各長処アリ。一併是ヲ^ラスツヘケンヤ（以降に掲げる引用文はすべて稿末の「長崎皇学所 稜威神習所規則」資料翻刻・校訂に拠る。その際、必要の無い限り底本の改行は反映せず、また、句読点を付した）

ここで資料作成者は、日本における学問が漢学を最上としており、儒学に精通した学者であっても和学（国学、皇学）には暗いことが当然となっている時流を嘆きつつ、漢学にも洋学にもそれぞれ長所があるにも拘らず、いずれも他の学問を排撃する固陋な姿勢を有していることを非難している。ただ、そうなるといかなる学習の在り方が望ましいというのか。

日本書紀ノ跋文ニ拠リ、少年子弟先ツ皇国ノ道ヲマナヒ、開闢以来今日迄ノ大綱領ヲ弁へ、然シテ後漢洋ノ学ニワタリ広ク知識ヲヒラキ、學術ハ其人ノ稟性ニ本ツキテ其得意ノ業ヲ勉勵セシムルトキハ、コヒネガワクハ、膠柱守様ノ弊ナカラト思フ婆心也。

初学者はまず「皇国ノ道」、すなわち日本開闢から今日までの日本歴史の肯綮を学び、ついで「漢洋ノ学」も収めて知識を深めることが望ましく、それから各人の性質や能力に応じて得意分野の勉学に励むならば、一つの学問に拘泥する弊害は生じないという。しかしながら、和学にも問題があるという。

就テハ漢洋ノ学ニハ、読書ノ順次先哲往々心ヲ用ヒテ精微ヲ尽セリ。独リ本学ニ至テハ古来順序ナシ。故ニ其是ヲマナフ者ノ己レノ好ミニ任セテ書ヲ読ニヨリ、或ハ和歌着流トナリ、或ハ物語家トナリ、皆国家ノ冗員トナル。今大政御一新ノ時、朝廷ヨリ御治定ハアルベケレト、先私シニ順序ヲ定ル事、左ノ如シ。コイネガワクハ、頑固偏見ノ弊ナカラシコトヲ。曾テ聞ク。西

洋人ノ学タルヤ、先自国ノ史記ヲ読ミ、次ニ輿地、航海、他国史記ヨリ凡百ノ窮理ニ至ルト。実ニ感スベシ。独リ皇国ノ書生ノミ自国ノ故事ヲ不知シテ可ナランヤ

漢学や洋学に比した時、和学は学習の順次が定められていないところの問題があり、そのため学習を終えた者も、自己の嗜好で歌人となったり、作家となったりと、国家にとつて無駄な人員となってしまうのである。

上記問題を踏まえて設立された稜威神習所は、順次性を持った学習階梯、そして各等級において取り組むべき学習とその方法といった、言うなれば教育課程を用意した教育機関であった。その具体的な内容については次項で見たい。

イ、教育課程

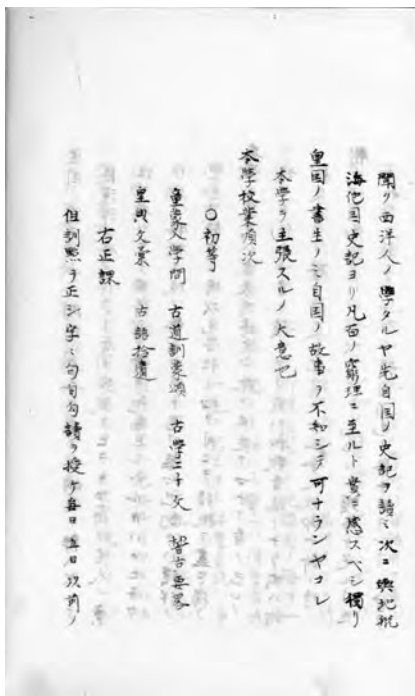


図5 初等の学習方法が示されている（架蔵本）

①初等

稜威神習所の教育課程は、初等、中等、上等の三等級から成り、各課程は正課と兼課に分けられ、それぞれの等級で学ぶべき文献と方針が示される。初等では、正課として『童蒙入学問』、『古道訓蒙頌』、『古学二千文』、『稽古要略』、『皇典文集』、『古語拾遺』の学習を挙げ、取り組み方については次のように掲げる。

但、訓点ヲ正シ、字々句句、句読ヲ授ケ、毎日五日以前ノ受業
通読一字モ忘失ナキ時ハ、其日ノ業ヲ授クヘシ。若シ遺失アル
者ハ、復読数度ニ及ヒ、聊忘失ナキヲ得バ、業ヲ授クベシ。且
一箇月三度受業ノ通読、解怠ヲ戒ムベシ

一方、兼課として示されたのは、『朝廷御歴代』、『皇国年号』、『五畿七道国郡郷』、『禁中方名目抄』で、「但、暗記ヲ専ニ務サスベシ。幼年ニオホヘシ事ハ、年長シテモ忘ル、コトナク大ニ益アリ」とし、さらなる兼課として『春秋命歴序考叙』、『立言文』、『八家論』、『扶桑国考序』、『三善清行意見封事』、『菅家遺誠』を付記する。加えて、「余暇ハ必ず手ヲ習ワスベシ。書ノ拙キハ老テ悔アリ」と書道の必要性についても注意を促している。

これとは別に、「自読生」に対する方針も提示し、初等では『童蒙入学問』、『古道訓蒙頌』、『古学二千文』、『稽古要略』、『皇典文集』、『古語拾遺』を輪講することを指示し、さらに「余暇ニ熟読セシメ、大ニ智見ヲ広クナサシムベ」き書物として、賀茂真淵、本居宣長ならびに平田篤胤の著書類を挙げる。

②中等

初等教育を修めて中等に進むと、『職原抄』、『祝詞式』、『古史成文』、『江家次第』、『令義解』、『皇朝事苑』の学習が正課となる。

その他、『拾芥抄』、『入学問答』、『神代正語』、『伊吹於呂志』、『悟道弁』、『古道大意』、『玉銚百首』、『神道大意』、『三教眼目』、『靈真柱』といった「如是童蒙モ得意シ易キ」文献を傍に置かせ、児童に「独見ナサシメ、疾ク童心ニ皇国ノ万国ニ冠タルヲ知ラシ」めることが促され、それは「漢洋等ノ學術ニ移ルトモ、流石ニ国ノ本ヲワスレス、自然ト和魂心底アリテ、彼力長ヲオトロクノ弊ヲ破ルノ一助」となると説く。

兼課としては、まず、国語学書『詞八衢』を指示し、「受業ノ間ニ暗記サスヘシ。本格変格ヲ熟読ノ後、八衢ノ目錄ヲモ口授スベシ。此業成功ノ後、皇国文ヲ書キ、長短ノ歌ヲ詠スルニ大ニ益アリ」と述べる。次に、「歌集 文集 物語」に言及し、「歌集ハ三代集ヲ限リニヨマセ、克ク古風ノ調ヲ覚ヘサセ、中等ヨリ受業ノ間ニ歌ヲモ詠セ、文ヲ書ク事ヲモ教フベシ」とし、「僅ニ百首ノ詩ヲ以テ禁中年中ノ公事ヲ知ルニ足ル」ため「宮詞百首」の学習も掲げる。ついで、「皇国古今仁君各臣行状事蹟」を描いた歴史書として『国史略』の輪講を示し、「毎月定日ヲ立、書会ト唱へ、輪読ナサシメ、読僻ヲ正シ、義理明カナラザル者ハ、教授、助教授、会頭等能ク説諭シ、童蒙中ヨリ立志ノ基礎ヲ固ムルノ一端トスベシ」とする。

「自読生」に対しては、『職原抄』、『祝詞式』、『皇朝史略』、『古史成文』、『江家次第』、『令義解』、『皇朝事苑』の輪講を提示し、学習の取り組み方として「初等ヨリ中等ニ至ル迄ノ学生ハ、輪講以前、先ツ長者ニ随テ質問一字一句毎ニ其義理ヲ会得シ、其功畢テ後ニ輪講ニ臨ムベ」きであるという。さらに、『古事記伝』、『古史伝』、『日本』

書紀通証』、『日本書紀』考証』を熟読させて「輪講ノ基礎ヲ固メ」、その後は「自身ノ好ミニ任セ、何レノ書ヲモ見テ知見^ヲテ広クスベシ」と、自由裁量の読書が示される。

③上等

上等に進級すると、『古事記』、『日本』書紀』について「能ク読
法ヲ正シ、古訓ヲ誤ラザルヲ肝要トス」る読書が正課となる。『万
葉集』および『菅家万葉集』の学習が兼課として示されるが、「字
義ニ係ワラス、仮字ヲ専ラニセシヲ以テ初学ノ輩ニ文字ヲ教フルニ
便ナラサレバ、大概文字ヲヨミ得タルノ後ニヨムベシ」と、後回し
でも良いことを記す。続いて、さらなる兼課として、『日本』逸史』、
『日本』外史』、『日本』政記』、『旧事記』、『統』日本』紀』以下（『日
本後紀』、『統』日本後紀』、『日本文徳天皇実録』、『日本』三代実録』、
『日本紀略』、『扶桑略記』、『百練抄』、『東鏡』、『古史徵開題記』を
列挙し、「以上兼課ノ書者、独見不得読、文字ヲ訓導、句読師等習ヒ、
御歴代ノ御事蹟、大政一度武人ノ手ニ落シ沿革ヲ知り、古へ朝廷ノ
御稜威嚴然、万機悉ク皇裁アラセラレシヲ知テ、勤王ノ志ヲ包蔵ス
ルノ根底トナスベシ」と説く。

その他、歴史書として、『三鏡』（『大鏡』、『水鏡』、『増鏡』）、
『栄花物語』、『統世継』（『今鏡』）、『保元物語』、『平治物語』、『源
平盛衰記』、『平家物語』、『承久記』、『太平記』、ならびに漢洋歴史
類の輪読討論を挙げ、「世態ノ沿革、明君義臣忠士ノ行跡ヲ知りテ、
志篤クスルノ基トナスヲ要シ、長者ニ随テ義理ヲ明ムベシ」と説く。
「自読生」に対しては、『古事記』、『日本』書紀』の輪講のみが
提示されているが、これも終えた書生については、「業書ハ各志ノ
向フ処ニ任セ、余力アラハ博ク涉漁^ヲシテ卓見ナラシムベシ」とし、

各人の自由裁量による学習を促す。

ところで、「自読生」に対する文章に後続する「春秋兩度考功」
の内容が興味深い。引用してみよう。

教授、助教授等書生ノ学力ヲ考ヘ課目ヲ定メ、三十日ヲ限り授
業ノ書ヲ熟読質問シ、読書生ハ所命ヲ速ニヨミ、輪講生ハ所命
ヲ講スルニ聊不覚ナカラシメ、其当日諸役、参勤列序、判者ヲ
定メ、書生ノ所携書中二三章ヲ付テ請フ。其所請ヲ読ミ、或ハ
講シ、尚講中不詳モノハ問ヲカケテ答ヲ試ムヘシ。其業ノ考功
ニ依テ、館中座次又ハ業級ヲ進メ、都テハ聊筆墨、書籍等賜リ
テ、其業ノ功拙ヲ揭焉ナラシムヘシ

表題の「考功」とは官吏に対する勤務評定を指すことから、つま
り、ここには稜威神習所における試業の方法、その成績による席次
と進級、さらには表彰方法が記されているのである。

おわりに

見てきたように、慶応四年五月に広運館の一部局（本学局）とし
て稜威神習所を開設した狙いは、漢学や洋学と同様に、順次的な和
学の教育課程を提供することであった。就学対象年齢、具体的な教
員ならびに広運館の三部局の関係性、はたまた、学生は三部局を同
時並行して学習することが可能であったのか、など疑問は山積して
いるが、これらについては後考を期すことにしたい。

慶応三年（一八六七）一月九日に「王政復古の大号令」が発さ
れ、明治元年一二月に京都で皇学所が開講し、明治三年（一八七〇）

八月に豊橋藩に皇学校が開業するなど、幕末・明治初年は「皇学校」に始まり、そして「洋学校」「英学校」に移行する変革期であった。かかる時流にあつて、他の皇学所に先駆けて稜威神習所を開所した長崎の動向には瞠目すべきであるが、それ以上に、和学のみ偏ることなく和漢洋の三部局を設置した学校構想は、まさしく長崎が有する異文化交流の歴史と、新しい時代を見据えた先進的な眼差しとの双方から生じた発想と言えよう。

ときに、英語直接法によつて西洋諸教科の教授が行われた熊本洋学校（明治四年「一八七一」九月～九年「一八七六」八月）における教育は、先進的ではあつたが、結局日本の現実社会から遊離したものとつたことから、後身である熊本英語学会・熊本英学校（明治二〇年「一八八七」六月～三九年「一九〇六」九月）では、その反省を踏まえて、英語や西洋の諸教科と並んで漢学を重視する方向に舵を切つた¹³。

広運館の総合的な教育体制が保持されたのは東の間で、また、それは近世的な発想による教育課程ではあつたものの、上記熊本の事例を勘案すると、その構想は長崎が眼差した、早すぎたもう一つの近代と呼びうるものであつた。

（熊本県立大学文学部准教授）

「長崎皇学所 稜威神習所規則」資料翻刻・校訂

《凡例》

- 一、架蔵本を底本とし、西尾市岩瀬文庫本を用いて校訂した。
- 一、筆者の加筆は角括弧で示した。
- 一、校訂が必要な場合のみ行い、角括弧で示した。
- 一、文字の級数、改行、割注、台頭等、底本の書式は可能な限り反映した。
- 一、丁の表・裏が変わる際は二本のスラッシュで示した。
- 一、旧字・異体字は現在通用する字体に改めた。

《本文》

長崎 皇学所

稜威神習所規則

〓〓〓

六月二十三日^{学本}局御開場之次第并^ニ御規則之写
学校発端之主意

稜威神習所本学漢学洋学三局合併シテ広運館ト云フ右発端ノ主意ハ中古以来学問ト云ヘバ漢学ノ事トナリ来リ少年子弟ノ学ニ入ル孝経大学ヨリ順序シテ漢上ノ学ニ非ルハナシ故ニ大儒先生ト雖トモ

皇国ノ本学ニ暗ク本来ヲ錯乱シテ孔丘氏ノ罪人タルヲ免レズ況ヤ即今字内ノ形勢一変ノ時ニ当リ守株膠柱ノ学ヲナシ自ラ以テ足レリトストモ 国家ニ益ナクシテ長物冗官トナリ西洋学者等是ラノ人ヲ折シテ頑固ト云フ

〓〓〓

実ニ尤至極ノコト也然レトモ凡ソ百ノ學術ハ皆活用ヲ貴ン
テ死套ニ陥ル事ヲ警ムヘシ今ノ時ニ当テマナハザレハ
以テ知見ヲ開ク事ナク人材ヲ得ル事ナシ其マナブニ何
学ニヨラス一ツノ弊アリ所謂頑固ナリ此頑固ノ弊ヲ一
洗セザレハ真個ノ活眼ヲ開ク事能ハス譬ヘハ漢学者流
ハ唯漢籍ノミナラデハト一途ニ思ヒコミ洋学者流ハ事
々物々西洋ナラデハト一途ニ思ヒコミテ互ニ排撃スル
ハ皆其マナブ所ニ就テ頑固ノ二字ハ免ルル事アタハス
然レトモ物各長処アリ一併是ヲスツヘケンヤ故ニツ、シ
ンテ日本書紀ノ跋文ニ抛リ少年子弟先ツ

〓〓

皇国ノ道ヲマナヒ開闢以來今日迄ノ大綱領ヲ弁ヘ然シテ
後漢洋ノ学ニワタリ広ク知識ヲヒラキ學術ハ其人ノ稟
性ニ本ツキテ其得意ノ業ヲ勉勵セシムルトキハコヒネガ
ワクハ膠柱守株ノ弊ナカラト思フ婆心也就テハ漢洋ノ
学ニハ讀書ノ順序先哲往々心ヲ用ヒテ精微ヲ尽セリ独リ
本学ニ至テハ古來順序ナシ故ニ其是ヲマナフ者ノ己レノ
好ミニ任セテ書ヲ讀ニヨリ或ハ和歌着流トナリ或ハ物
語家トナリ皆 国家ノ冗員トナル今大政御一新ノ時
朝廷ヨリ御治定ハアルベケレト先私シニ順序ケ定ル事左
ノ如シコイネガワクハ頑固偏見ノ弊ナカランコトヲ曾テ

〓〓

聞ク西洋人ノ学タルヤ先自国ノ史記ヲ讀ミ次ニ輿地航
海他国史記ヨリ凡百ノ窮理ニ至ルト実ニ感スベシ独リ
皇国ノ書生ノミ自国ノ故事ヲ不知シテ可ナランヤコレ
本学ヲ主張スルノ大意也
本学校業順次

〓〓

○初等
童蒙入學問 古道訓蒙頌 古学二千文 稽古要略
皇典文彙 古語拾遺
右正課
但調点ヲ正シ字々句句讀ヲ授ケ毎日五日以前ノ
受業通讀一字モ忘失ナキ時ハ其日ノ業ヲ授クヘシ
若シ遺失アル者ハ復讀數度ニ及ヒ聊忘失ナキヲ得
バ業ヲ授クベシ且一箇月三度受業ノ通讀解怠ヲ戒
ムベシ

朝廷御歷代 皇国年号 五畿七道国郡郷

禁中方名目抄

右兼課

但暗記ヲ專ニ務サスベシ幼年ニオホヘシ事ハ年長
シテモ忘ル、コトナク大ニ益アリ

春秋命歷序考叙 立言文 八家論 扶桑国考序

三善清行意見封事 菅家遺誠

右等モ兼課ニサツクヘシ余暇ハ必ズ手ヲ習ワスベ

シ書ノ拙キハ老テ悔アリ

○中等

職原抄 祝詞式 古史成文 江家次第 令義解

皇朝事苑

右正課

拾芥抄 入學問答 神代正語 伊吹於呂志 悟道弁

古道大意 玉銚百首 神道大意 三教眼目 靈真柱

如是童蒙モ得意シ易キモノヲ側ニ独見ナサシメ疾

ク童心ニ

皇国ノ万国ニ冠タルヲ知ラシムル時ハ漢洋等ノ學術ニ移ルトモ流石ニ国ノ本ヲワスレス自然ト和魂心底アリテ彼力長ヲオトロクノ弊ヲ破ルノ一助ニ備フベシ

詞八衢

受業ノ間ニ暗記サスヘシ本格変格ヲ熟読ノ後八衢ノ目錄ヲモ口授スベシ此業成功ノ後

皇国文ヲ書キ長短ノ歌ヲ詠スルニ大二益アリ 歌集

文集 物語

歌集ハ三代集ヲ限りニヨマセ克ク古風ノ調ヲ覚ヘサセ中等ヨリ受業ノ間ニ歌ヲモ詠セ文ヲ書ク事ヲモ教フベシ

宮詞百首

僅二百首ノ詩ヲ以テ

禁中年中ノ公事ヲ知ルニ足ル

以上兼課

国史略 皇国古今仁君各臣行状事蹟

毎月定日ヲ立書会ト唱ヘ輪読ナサシメ読僻ヲ正シ

義理明カナラザル者ハ教授助教授会頭等能ク説諭シ

童蒙中ヨリ立志ノ基礎ヲ固ムルノ一端トスベシ

○上等

古事記 書紀

右正課

能ク読法ヲ正シ古訓ヲ誤ラザルヲ肝要トスベシ
万葉集 菅家万葉集

以上ノ書ハ字義ニ係ワラス仮字ヲ専ラニセシヲ以テ初学ノ輩ニ文字ヲ教フルニ便ナラサレバ大概文字ヲヨミ得タルノ後ニヨムベシ
逸史 外史 政記 旧事記 続紀以下 三代実録

日本紀略 扶桑略記 百練抄 東鏡 古史徵開題記

右兼課

以上兼課ノ書者独見不得読文字ヲ訓導句読師等習ヒ御歴代ノ御事蹟大政一度武人ノ手ニ落シ沿革ヲ知り古へ

朝廷ノ御稜威嚴然万機悉ク

皇裁アラセラレシヲ知テ勤

王ノ志ヲ包蔵スルノ根底トナスベシ

三鏡 栄花物語 続世繼 保元物語 平治物語

源平盛衰記 平家物語 承久記 太平記 漢洋

歴史類

以上ノ書ハ輪読討論シ世態ノ沿革明君義臣忠士ノ行跡ヲ知りテ志篤クスルノ基トナスヲ要シ長者ニ随テ義理ヲ明ムベシ

自読生

○初等

童蒙入學問 古道訓蒙頌 古学二千文 稽古要略

皇典文彙 古語拾遺

右輪講

岡部真淵著書類 本居宣長同上 平田篤胤同上

右余暇ニ熟読セシメ大ニ智見ヲ広クナサシムベシ

○中等

職原抄 祝詞式 皇朝史略 古史成文 江家次第
令義解 皇朝事苑

右輪講

初等ヨリ中等ニ至ル迄ノ学生ハ輪講以前先ツ長者

ニ随テ質問一字一句毎ニ其義理ヲ会得シ其功畢テ

後ニ輪講ニ臨ムベシ

古事記伝 古史伝 書紀通証 同考証

以上ノ書ヲ熟読シテ輪講ノ基礎ヲ固メサスヘシ此

等級ニ昇ラハ自身ノ好ミニ任セ何レノ書ヲモ見テ

知見テ広クスベシ

○上等

古事記 書紀

右輪講

以上三等ノ級ヲ合テ読書ノ法ヲ建ルト雖トモ業書ハ

各志ノ向フ処ニ任セ余力アラハ博ク涉漁シテ卓見

ナラシムベシ

春秋兩度考功

教授助教教授等書生ノ学力ヲ考ヘ課目ヲ定メ三十日ヲ

限り授業ノ書ヲ熟読質問シ読書生ハ所命ヲ速ニヨ

ミ輪講生ハ所命ヲ講スルニ聊不覺ナカラシメ其当

日諸役參勤列序判者ヲ定メ書生ノ所携書中二三章

ヲ付テ請フ其所請ヲ讀ミ或ハ講シ尚講中不詳モノ
ハ問ヲカケテ答ヲ試ムヘシ其業ノ考功ニ依テ館中
座次又ハ業級ヲ進メ都テハ聊筆墨書籍等賜リテ其
業ノ功拙ヲ揭焉ナラシムヘシ

○根本本学ノ趣意

神州ハ地球中ノ本元万世一統ノ

朝廷万国ニ並ヒ立ベカラサルヲ知り専ラ尊主ノ道ヲ

弁ヘ君臣父子ノ大倫ヲ明ニシ

皇国ノ政事大道ヲ知ルノ後他邦ノ學術モ考究シテ

皇国ノ為ニ足ラサル^{ルヲ}補フハ則チ益ナリ

皇国ノ事理ヲ不弁シテ偏ニ他邦ノ學術ニ泥ムハ彼ニ

心ヲ奪ワレテ則チ損ナリ克ク損益ノ義理ヲ弁マヘ

教習ノ根軸ニ納ムヘシモトヨリ教授ハ懇ニ説諭シ

学生ハ謹慎敬敬ヲ尽シ業ヲ受ヘシ

慶応四年五月

右皇学所^并稜威神習所兩規則令松平久常書寫了

明治元年戊辰十二月 於京都旅舎

七十有一翁羽田野敬雄

同二年己巳正月十六日寫之了

廣岩敬とし

同年二月廿八日寫之了

賀茂県主重毅

- 1 古賀十二郎著、長崎学会編『長崎洋学史』（長崎学会、一九六六（六八年）など）。
- 2 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』（關西大學東西學術研究、一九六七年）など。
- 3 洋学史学会・ミニ・シンポジウム「近世長崎の人と学問―『長崎先民伝注解』によせて―」（二〇一七年一月五日）。
- 4 『新長崎市史』第二卷近世編（長崎市、二〇一二年）より「第八章 近世長崎の学芸」参照。
- 5 西山伸「皇学所」項（『明治時代史大辞典』、吉川弘文館、二〇一一年（一三年））。
- 6 大久保利謙「皇・漢両学所の興廢」（『明治維新と教育』大久保利謙歴史著作集4、吉川弘文館、一九八七年所収）。
- 7 二〇二〇年一〇月現在、新型コロナウイルスの流行に伴って県外出張が規制されているため、岩瀬本の現地調査は叶わなかった。よって、資料は複写による。
- 8 「西尾市岩瀬文庫／古典籍データベース ADEAC」（<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11F0/WJJS07U/2321315100/232131510010010/mp01630700/>、二〇二〇年一〇月六日最終閲覧）。
- 9 かなの字母は「登之」であることから、名が「敬登之」である可能性もある。
- 10 引用文中の傍線は筆者による。次の岩瀬本の引用でも同。
- 11 以下、「長崎皇学所 稜威神習所規則」の引用は、末尾に付した校訂資料から行う。なお、引用する際は、底本の改行を省みず一続きに記し、必要に応じて句読点を付した。
- 12 前掲『新長崎市史』、八六六～八六七頁。
- 13 拙著『熊本洋学校（1871-1876）旧蔵書の書誌と伝来』（花書院、二〇一二年）参照。
- 14 広運館は明治四年一月に文部省管轄となり、翌年八月第六大区第一番中学と改称、さらに明治六年には立山に移転して広運学校に、その後同七年長崎外国語学校、同八年長崎英語学校と改称と続き、そして明治一七年に長崎県立長崎中学校として開校した。前掲『新長崎市史』、八六七頁。なお、広運学校と改称して以降、英語教育に重点を置く学校となった。